

「会津若松市地方卸売市場事業経営戦略 改定案」へのご意見をお寄せください。

ー市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせー

市では、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な供給という役割を担う卸売市場を、将来にわたって維持・継続していくための中長期的な経営の基本計画として令和3年2月に策定した「経営戦略」を経営環境の変化等を踏まえ改定します。

改定にあたり、改定案へより多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集するものです。

◎内容については、別添の「会津若松市地方卸売市場事業経営戦略 改定案」をご覧ください。

1 意見公募期間

令和7年11月17日（月）～ 令和7年12月16日（火）（最終日午後5時必着）

2 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- （1）市の区域内に住所を有する方
- （2）市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- （3）市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- （4）市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

別紙「会津若松市地方卸売市場事業経営戦略（案）に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、農政課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

（1）提出先

- | | |
|-----------------|--|
| ① 直接提出する場合 | 会津若松市本庁舎5階 農政課 |
| ② 郵送で提出する場合 | 〒965-8601 住所不要 農政課まで |
| ③ ファクシミリで提出する場合 | FAX番号 0242-23-8180 |
| ④ 電子メールで提出する場合 | nosei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp |

（2）留意事項

- ① 意見内容の確認が必要となる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ② 提出していただいた書面は返却いたしませんのでご了承ください。
- ③ お寄せいただいた意見については公表しますが、この際に氏名等の個人情報が公表されることはありません。
- ④ 個々の意見に対し、直接本人への回答はしませんのでご了承ください。

4 閲覧場所及び時間

経営戦略改定案の内容は、農政課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、市のホームページで見ることができます。

なお、各施設での閲覧時間は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。

【問い合わせ先】

会津若松市 農政部 農政課（電話0242-39-1253）